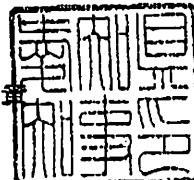




23社活第3197号
平成24年1月27日

東京都新宿区若葉1丁目10 大洋ビル5階
特定非営利活動法人情報公開市民センター
代表者 新海聰 様

愛知県知事 大村秀章



特定非営利活動法人の定款の変更について（認証）

平成23年10月12日に申請のあった特定非営利活動法人情報公開市民センターの定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、申請のとおり認証します。

担当 県民生活部社会活動推進課
NPO・ボランティアグループ
電話 052-961-8100（ダイヤルイン）

定款変更認証申請書

2011年 9月 30日

愛知県知事殿



東京都新宿区若葉1丁目10
大洋ビル5階
特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新海聰



下記のとおり定款を変更することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第25条第8項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

- (1) 定款を変更しようとする日
定款の変更の認証を受けた日
(2) 定款変更箇所の新旧対照表
ア 事務所所在地について

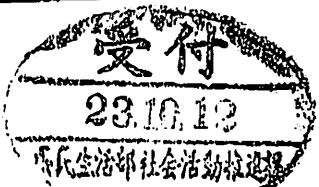
変更前	変更後
<p>第1章 総則 (事務所)</p> <p>第2条 本法人は、事務所を東京都新宿区に置く。</p>	<p>第1章 総則 (事務所)</p> <p>第2条 本法人は、事務所を愛知県名古屋市中区丸の内3丁目7番9号 チサンマンション丸の内第2 308号室に置く。</p>

イ 役員数について

変更前	変更後
<p>第3章 役員 (役員)</p> <p>第12条 本法人には、次の役員を置く。</p> <p>① 理事 (15名以上30名以内) 2、理事の内、1名を理事長、3名を副理事長、1名を事務局長とする。</p>	<p>第3章 役員 (役員)</p> <p>第12条 本法人には、次の役員を置く。</p> <p>① 理事 (3名以上30名以内) 2、理事の内、1名を理事長、1名以上3名以内を副理事長、1名を事務局長とする。</p>

ウ 総会の招集方法について

変更前	変更後
<p>第4章 総会 (招集)</p> <p>第22条 総会は、前条第2項8号の場合を除いて、理事長が招集する。</p> <p>3、総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を開催の日の1週間前までに発しなければならない。</p>	<p>第4章 総会 (招集)</p> <p>第22条 総会は、前条第2項8号の場合を除いて、理事長が招集する。</p> <p>3、総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の1週間前までに発しなければならない。</p>



エ総会の定足数について

変更前	変更後
<p>(定足数)</p> <p>第24条 総会は、正会員総数の<u>5分の1以上</u>の出席がなければ議決することはできない。</p>	<p>(定足数)</p> <p>第24条 総会は、正会員総数の<u>2分の1以上</u>の出席がなければ議決することはできない。</p>

オ総会の書面表決等について

変更前	変更後
<p>(書面表決等)</p> <p>第26条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権行使することができる。</p>	<p>(書面表決等)</p> <p>第26条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p>

カ理事会の招集方法について

変更前	変更後
<p>第5章 理事会 (招集) 第31条</p> <p>3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面<u>でもって少なくとも1週間前までに招集通知を發信して行わなければならない。</u></p>	<p>第5章 理事会 (招集) 第31条</p> <p>3、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により少なくとも1週間前までに招集通知を發信して行わなければならない。</p>

キ理事会の定足数について

変更前	変更後
<p>(定足数)</p> <p>第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することができない。</p>	<p>(定足数)</p> <p>第39条 削除</p>

ク理事会の議決について

変更前	変更後
<p>(議決)</p> <p>第34条 理事会の議事は、定款に別の定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>	<p>(定足数)</p> <p>第34条 理事会の議事は、理賛総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p>

ケ定款の変更について

変更前	変更後
<p>第7章 定款の変更、解散等 (定款の変更)</p> <p>第42条 この定款は、総会において出席した会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第8項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>第7章 定款の変更、解散等 (定款の変更)</p> <p>第42条 この定款は、総会において出席した会員の<u>4分の3以上</u>の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。</p>

ニ附則について

変更前	変更後
	7. この定款は平成 年 月 日から

ら施行する。

2 変更の理由

- (1) 事務所所在地について
定款の目的の範囲内ではあるが、地方自治体の情報公開レベルの向上に一層の重点を置く運営方針を総会で確認し、そのために活動の本拠地を名古屋市に移転して活動するため。
- (2) 役員数について
平成17年の東京都から出された「東京都におけるNPO法の運営方針」に準拠して設立当初の定款を改正する。
- (3) 総会の招集方法について
平成17年の東京都から出された「東京都におけるNPO法の運営方針」に準拠して設立当初の定款を改正する。
- (4) 総会の定足数について
平成17年の東京都から出された「東京都におけるNPO法の運営方針」に準拠して設立当初の定款を改正する。
- (5) 総会の書面表決等について
平成17年の東京都から出された「東京都におけるNPO法の運営方針」に準拠して設立当初の定款を改正する。
- (6) 理事会の招集方法について
平成17年の東京都から出された「東京都におけるNPO法の運営方針」に準拠して設立当初の定款を改正する。
- (7) 理事会の定足数について
平成17年の東京都から出された「東京都におけるNPO法の運営方針」に準拠して設立当初の定款を改正する。
- (8) 理事会の議決について
平成17年の東京都から出された「東京都におけるNPO法の運営方針」に準拠して設立当初の定款を改正する。
- (9) 定款の変更について
平成17年の東京都から出された「東京都におけるNPO法の運営方針」に準拠して設立当初の定款を改正する。
- (10) 附則について

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 「変更の内容」には、変更しようとする定款の条文等の新旧対照表及び定款を変更しようとする日を記載すること。